

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 最低賃金に関する監督指導
2. 障害者の法定雇用率の引き上げ
3. 平成 30 年度の雇用保険料

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 最低賃金に関する監督指導

今年の 1 月と 2 月、東京労働局が都内全域で「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施しています。

平成 29 年 10 月 1 日に発行された現在の東京都最低賃金は 1 時間あたり 958 円です。

時給者のみならず月給者にも適用されますので、この機会に 1 時間あたり賃金額の確認を行いましょう。

地域別最低賃金は労働者が所属する事業場がある都道府県の金額が適用されません。

ここで 3 つほど例を挙げてみましょう。

例 1. 本店と支店が異なる都道府県にある場合

本店所属の労働者は本店所在地の都道府県、支店所属の労働者は支店所在地の都道府県の最低賃金が適用。

ただし、所属は本店だが実際に就労しているのは支店という場合は支店所在地の都道府県の最低賃金が適用。

例 2. 派遣元の会社と派遣先の会社が異なる都道府県にある場合

実際の就労場所となる派遣先の会社がある都道府県の最低賃金が適用。

例 3. 一人で行うビル清掃やティッシュ配りなどを含む出張作業を行う労働者

作業場所となる都道府県ではなく、労働者が所属する事業所がある都道府県の最低賃金が適用。

事業場が複数ある会社では適用される最低賃金に注意して賃金額を設定しましょう。

「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施しています

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/_122834/_123565.html

最低賃金特設サイト(最低賃金の確認方法など)

<https://pc.saiteichingin.info/>

(望月)

2. 障害者の法定雇用率の引き上げ

平成 30 年 4 月より、障害者の法定雇用率が現行の 2.0%から 2.2%に引き上げになります。この引き上げに伴う注意点は次のとおりです。

1.障害者雇用の対象となる企業の範囲が「従業員 45.5 人以上」に拡大
現行の 2.0%では、常時雇用する従業員数が 50 人あたり 1 人の障害者を雇用することが義務付けられていますが、今回の引き上げに伴い、この従業員数が 50 人から 45.5 人に拡大されます。

また、従業員数が常時 50 人以上の企業は、毎年 6 月 1 日現在の障害者の雇用状況(障害者雇用状況報告書)を管轄のハローワークに報告する義務がありますが、今回の引き上げに伴い、この報告の対象となる企業も同様に 45.5 人以上に拡大されます。

2.法定雇用障害者数のカウント方法の変更(精神障害者である短時間労働者)
法定雇用障害者数は、障害の種類や週所定労働時間によってカウント方法が異なります。その中の「精神障害者である短時間労働者(週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)」について、今回の引き上げに伴い変更があります。現状では、精神障害者である短時間労働者は 1 人を雇用するにつき「0.5 人」としてカウントしていたのが、下記の①及び②の要件を両方満たす場合は「1 人」と算定することになります。

<要件①>

次の「いずれか」に当てはまる者であること

- ・新規雇入れから 3 年以内の者
- ・精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」)の交付日から 3 年以内の者

<要件②>

次の「いずれにも」当てはまる者であること

- ・平成 35 年 3 月 31 日までに雇い入れられた者
- ・平成 35 年 3 月 31 日までに手帳の交付を受けた者

このカウント方法の変更によって上記の「障害者雇用状況報告書」の雇用障害者数の報告方法や「障害者雇用納付金(常時雇用する従業員が100人を超えかつ法定雇用率を満たしていない企業に課される納付金)」の金額の算定方法も変更されます。

なお、今回の法定雇用率は平成33年4月までには更に0.1%引き上げとなる予定です。これにより障害者雇用の対象となる企業も43.5人以上に拡大されますので、対象になりそうな企業は今のうちに障害者雇用対策を講じておきましょう。

【法定雇用率引き上げに関する URL】

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/20170630press1_1.pdf

【法定雇用障害者数のカウント方法の変更に関する URL】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000193224.pdf>

(岩瀬)

3. 平成30年度の雇用保険料

毎年4月は年度が変わり雇用保険料率が見直されますが、平成30年度の雇用保険料率は平成29年度と変更ありません。

・一般事業(建設、農林水産等以外の事業)

労働者負担:3/1,000、会社負担:6/1,000

・建設業

労働者負担:4/1,000、会社負担:8/1,000

・農林水産・清酒製造の事業

労働者負担:4/1,000、会社負担:7/1,000

雇用保険料は労働者に支払われた給与に雇用保険料率をかけた金額です。

ただし、毎月の給与と一緒に支払うものでも、下記については雇用保険料の対象外となりますので、給与計算の際は注意が必要です。

・労災の休業補償

・解雇予告手当

・慶弔見舞金

・出張旅費、備品購入等の経費精算

また、社会保険料のように産前産後休暇、育児休業中の免除制度はありませんが、

給与の支払がなければ保険料も発生しません。

平成 30 年度の雇用保険料率の案内

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000192647.pdf>

(佐藤)

山口寛志著「雇用形態・就業形態別で示す就業規則整備のポイントと対応策」(新日本法規)2017年6月発行

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50979.html

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

[東京都渋谷区渋谷 3-15-4](#) 渋谷 Monostep ビル 5 階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
